

第18期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第18期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）

事業報告

「業務の適正を確保するための体制」

「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」

「剰余金の配当等の決定に関する方針」

計算書類

「個別注記表」

本内容は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.net-marketing.co.jp/>) に掲載しているものです。

株式会社ネットマーケティング

業務の適正を確保するための体制

会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。（最終改定 2021年12月16日）

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役はコンプライアンスへの取り組みの重要性を認識し、法令・定款・社会理念・社内規程等の遵守を率先垂範し、コンプライアンス推進体制の維持向上に努める。
- ② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため「コンプライアンス規程」を定めるとともに取締役及び使用人はこれを遵守する。
- ③ コンプライアンス経営の強化に資することを目的とし「内部通報規程」を定め、取締役及び使用人が会社に通報できる窓口を用意する。
- ④ 当社は代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、全社的なリスクマネジメントを推進する。
- ⑤ 監査等委員会は、当社の法令遵守体制に問題があると認めたときには、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- ⑥ 内部監査室が「内部監査規程」に基づき、社内各部門の業務活動及び諸制度の運用状況について監査を行い、業務の効率性とリスクの予防、法令遵守が十分に図られているか確認する。
- ⑦ 当社は「反社会的勢力対策規程」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力には毅然とした対応を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文章または電磁的媒体に記録し、保存する。また、取締役は必要に応じてこれを適時閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、損失の危険に対処するため、リスクマネジメント委員会を定期的を開催し、リスクマネジメント推進に関する基本方針や計画及び重要な課題等について審議する。
- ② 取締役会及びリスクマネジメント委員会等で損失の危機の早期発見と未然防止に努める。
- ③ 危機発生時には企業価値の毀損を極小化するため、取締役会またはリスクマネジメント委員会において速やかに対応責任者となる役員を定め、対応にあたるものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定時取締役会を毎月 1 回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、必要に応じて臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
- ② 取締役会を補完する目的で、社長並びに本部長以上等で構成される経営会議を原則毎週 1 回実施し、経営課題の確認、対策の立案等を議論し、多面的な検討を行う。
- ③ 日常の業務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。
- ④ 取締役会の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置し、取締役（監査等委員である取締役を含む）・執行役員 of 指名及び報酬の決定に係る透明性と客観性を高める。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第 1 項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
「関係会社管理規程」に基づき、当社管理本部が関係会社の関連業務に係る情報を収集し、適時、当社経営会議において報告を行い、重要な事項については当社が決裁を行う。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「関係会社管理規程」に基づき、管理本部がグループ会社の経営状態、業務状況等を把握し、損失の危機を認識した際には、未然の対処に努める。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、グループ会社の業務の適正を確保するため、グループ会社の内部統制システム構築に努め、必要な指導・支援を実施する。
- ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社の内部監査室は、定期的にグループ会社の内部監査を実施する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、並びに、当該使用人に対する指示の実効性の確保等に関する事項

- ① 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて監査等委員会の職務を補助する使用人を配置する。
 - ② 監査等委員会の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役(監査等委員である取締役を除く)その他の上長等の指揮命令を受けない。
 - ③ 監査等委員会の職務を補助する使用人は、監査等委員会からの指示に基づき、他部門へ協力体制の確保を依頼することができる。また、監査等委員会からの指示に基づき、社内の重要会議等への出席や重要文書の閲覧を行うことができる。
- (7) 取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
その他監査等委員会への報告に関する体制
- ① 監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人に説明を求めることができる。
 - ② 取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人は、当社及びグループ会社の業務または業績に与える重要な事項について監査等委員会に遅滞なく報告する。
 - ③ 監査等委員会は必要に応じて取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人に対し報告を求めることができる。
- (8) 子会社の取締役及び使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制
監査等委員会は、子会社から報告を受けた当社取締役(監査等委員である取締役を除く)から報告を求めることができる。また、必要に応じて子会社の取締役及び使用人から直接報告を求めることができる。
- (9) 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会へ報告した者に対して不利益な取扱いを行わず、かつ、当該報告行為に対する報復行為や差別行為から報告者を保護するものとする。
- (10) 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務を執行する上で、当該職務の執行について生ずる費用の前払または

償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 常勤監査等委員は、代表取締役社長との定期的な意見交換を実施し、監査上の重要課題等につき相互理解を深める。
- ② 監査等委員は、必要に応じて取締役(監査等委員である取締役を除く)並びに使用人から情報を収集することができる。
- ③ 監査等委員は、会計監査人及び内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて報告を求めることができる。
- ④ 監査等委員は、監査等委員会としての意見形成が可能となるよう相互に連携する。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社は、財務報告の信頼性確保のため「内部統制規程」に基づき、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。
- ② 内部監査室は、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価基準に準拠して、財務報告に係る内部統制について評価する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 当社取締役会における決議内容の概要

当事業年度において、取締役会を18回開催しており、事業拡大等のための投資計画、組織変更や重要人事、重要な規程の改定等を決議しております。

(2) コンプライアンス推進体制

情報セキュリティやコンプライアンスに関する研修等の各種勉強会を実施し、法令遵守の重要性を再確認するとともに、コンプライアンス推進体制の維持向上に努めました。また、2021年12月16日開催の取締役会において、当社のビジョン実現を阻害するあらゆるリスクの発生防止及び会社損失の最少化を図ることを目的とするリスクマネジメント委員会を設置する旨の決議を行っております。

(3) 監査等委員会監査

当事業年度において、監査等委員会を11回開催しており、監査等委員間での意見交換が行われております。また、監査等委員は、取締役会等の重要な会議への出席、取締役へのヒアリング、内部監査室との連携等を通じて監査等委員会監査を行いました。さらに、会計監査人による監査の独立性、適正性を監視し、四半期毎に会計監査人からの報告を受ける

他、必要に応じて説明を求め、情報交換を行いました。

(4) 内部監査

内部監査室が「内部監査規程」に基づき内部監査を実施いたしました。また、財務報告に係る内部統制については「内部統制規程」に基づき評価を行っております。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値を最大化するための中長期的な取り組みや事業拡大に必要な内部留保とのバランスを勘案し、業績に応じた株主還元を実施する方針です。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めておりますが、業績に対し公平な配当を実現するため、年1回の期末配当を行うことを基本方針としております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……………最終仕入原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……………10～15年

工具、器具及び備品……………3～10年

また、取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

無形固定資産……………定額法を採用しております。なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。また、のれんについては、3年均等償却であります。

長期前払費用……………定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①広告事業

広告事業においては、インターネット上で商品の販売及びサービスの提供等のマーケティング活動を行う広告主に対し、アフィリエイト広告や運用型広告等のコンサルティングを行っております。コンサルティングサービスの一環として行われる媒体の選定等に関して、サービス提供の一連の作業は他の当事者により行われており、当該他の当事者によりサービスが提供されるように手配することが当社の履行義務であるため、代理人として取

引を行っていると判断しております。

契約に定める時点において成果（商品購入、資料請求、サービス申込等）として広告主から承認された時点で履行義務が充足されたと判断し、各契約内容に従って収益を認識しております。なお、当該事業におけるサービス提供のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る額から取引先等に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

取引の対価については、一部の前受取引を除き、広告主の成果承認後、概ね2カ月以内に受領しており、当該広告主との契約に基づく債権について、重要な金融要素は含まれておりません。

②メディア事業

メディア事業においては、アプリの運営管理を行っており、有料会員から月額利用料及びポイント利用料等の料金を収受しております。当該事業の月額利用料に対するサービス提供については、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しており、進捗度の測定は経過期間に基づいて行っております。またポイント利用については、ポイントを消化した時点において、履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

取引の対価については、ユーザーが各種有料プラン購入後、Apple及びGoogle等を通じて、概ね2カ月以内に受領しており、当該広告主との契約に基づく債権について、重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から取引先等に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡り適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高及び売上原価は9,974,994千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益には影響ありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響もありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融

商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。会計上の見積りにより、当事業年度の計算書類に計上した項目のうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性がある項目は以下のとおりです。

無形固定資産の減損判定

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
のれん	7,884千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

報告セグメント単位である広告事業には、自社メディアを媒体にジムの紹介を行い、設定した成果地点に基づく成果報酬等を顧客から得るサービス（以下、「当サービス」という。）が含まれています。当サービスは営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであることから、当サービスに係るのれん7,884千円について減損の兆候があると判断いたしました。当該資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が、当該のれんの帳簿価額を上回っていることから、減損損失の計上は不要であると判断しております。

②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの総額は、取締役会で承認した当サービスの事業計画に基づき、2023年6月期まで新型コロナウイルス感染症の影響が続くと見込んだ上で、成果報酬の前提となる広告成果の発生件数を主要な仮定として見積もっております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

上記の仮定は、不確実性が伴うため、新型コロナウイルス感染症の影響も含め、予期せぬ事業環境の変化等により、実際のキャッシュ・フローの金額が見積りと異なった場合、のれんの減損損失を計上する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

該当事項はありません。

5. 損益計算書に関する注記

(受取保険金)

特別利益に計上している受取保険金は、当社が運営する恋活・婚活マッチングアプリ「Omiai」において、第三者による不正アクセスを受けた際の対応費用に対する保険金であります。

(情報セキュリティ対策費)

当社が運営する恋活・婚活マッチングアプリ「Omiai」において、第三者による不正アクセスを受けたことによるお客さまへの対応等に必要な費用及びインシデント関連コンサルティング費用等であります。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	14,934,800株	90,000株	—	15,024,800株

(変動事由の概要)

新株予約権（ストック・オプション）の権利行使による増加 90,000株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	188株	—	—	188株

(3) 当事業年度の末日における新株予約権等に関する事項（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）

	第1回 新株予約権	第1回 新株予約権 (2)	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	32,000株	10,000株	8,000株	15,800株
新株予約権の残高	32個	10個	40個	79個

(注) 2013年6月28日付で普通株式1株につき5株、2015年6月4日付で普通株式1株につき100株、2018年3月14日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。上記株式数は、分割後の株式数に換算して記載しております。

(4) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の 種 類	配当の 原 資	配当金の 総 額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年9月27日 定時株主総会	普通株式	利 益 剰余金	89,607千円	6.00円	2021年6月30日	2021年9月28日

(5) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の 種 類	配当の 原 資	配当金の 総 額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年9月29日 定時株主総会	普通株式	利 益 剰余金	90,147千円	6.00円	2022年6月30日	2022年9月30日

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	6,355千円
減価償却超過額	11,139〃
資産調整勘定	7,655〃
その他	6,898〃
繰延税金資産小計	32,048千円
評価性引当額	—
繰延税金資産合計	32,048千円

8. 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき必要な資金を銀行借入及び新株の発行により調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引等の投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
敷金及び保証金は、主として、本社オフィスの賃貸借契約に基づくものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。また、法務局に対して資金決済に関する法律に基づき供

託しておりますが、リスクは軽微だと判断しております。
営業債務である買掛金、未払金は1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、与信管理規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準に維持すること等により流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

2022年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
敷金及び保証金	261,842	254,901	△6,941

(注1)「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似していることから記載を省略しております。

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の策定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
敷金及び保証金	—	254, 901	—	254, 901

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価の算定は契約ごとに契約終了時期を合理的に算定し、その期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値を算定しているため、レベル 2 の時価に分類しております。

9. 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

種類	氏 名	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主 (個 人)	松本英樹	(被所有) 直接 0.59	当 社 社 取 締 役	新株予約権 (スト ック・オプション) の権利行使 (注)2	11, 950	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。

2. 新株予約権の行使は、2013年 6 月27日及び2014年 7 月24日に割り当てられた新株予約権の行使によるものです。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	広告事業	メディア事業	計
売上高			
広告代理店収入	1,375,393	—	1,375,393
会員課金収入	—	3,600,030	3,600,030
その他	41,799	150,910	192,709
顧客との契約から生じる収益	1,417,192	3,750,940	5,168,133

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	1,297,360	1,291,131
契約負債		
前受金	292,226	317,860

契約負債は、広告事業及びメディア事業における顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い振り替えております。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、238,054千円であります。また、当事業年度において、契約負債の残高に重要な変動はありません。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から当事業年度に認識した収益はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価

の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

12. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 217円48銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 21円82銭 |

13. 重要な後発事象に関する注記

(ビーシーピーイー ブロンズ ケイマン エルピーによる当社株式等に対する公開買付けの実施)

当社は、2022年8月10日開催の取締役会において、ビーシーピーイー ブロンズ ケイマン エルピー（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び新株予約権（下記「2. 買付け等の価格」において定義しており、以下「本新株予約権」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権の所有者（以下「本新株予約権者」といいます。）の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、当社の上記取締役会決議は、公開買付者が、本公開買付け及びその後の一連の手続により、当社を非公開化することを企図していること並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

詳細につきましては、2022年8月10日開示の「ビーシーピーイー ブロンズ ケイマン エルピーによる当社株式等に対する公開買付けの実施及び意見表明に関するお知らせ」をご参照ください。

1. 公開買付者の概要

(1) 名称	ビーシーピーイー ブロンズ ケイマン エルピー (BCPE Bronze Cayman, L.P.)
(2) 所在地	ケイマン諸島、グランド・ケイマン、KY1-1104、アグランド・ハウス、私書箱309 (PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands)
(3) 設立根拠等	公開買付者は、ケイマン諸島法に基づき組成及び登録されたリミテッド・パートナーシップです。
(4) 組成目的	主に当社に投資することを目的として組成されたものです。
(5) 組成日	2022年6月28日

(6)	出資の総額	0 円	
(7)	出資者・出資比率・出資者の概要	100% ビーシーピーイー ブロンズ ホールディングス ケイマン エルピー (BCPE Bronze Holdings Cayman, L.P.) 公開買付者の有限責任組合員です。	
(8)	業務執行組合員の概要	名称	ベインキャピタル ブロンズ ジーピーエルエルシー (Bain Capital Bronze GP, LLC)
		所在地	アメリカ合衆国、デラウェア州、19807、ウィルミントン、ニューキャッスル郡、ケネット・パイク、4001、スイート302 (Suite 302, 4001 Kennett Pike, County of New Castle, Wilmington, Delaware 19807, USA)
		代表者の役職・氏名	(メンバー) ベインキャピタル アジア ファンド フォー エルピー (Bain Capital Asia Fund IV, L.P.) (上記ジェネラル・パートナー) ベインキャピタル インベスターズ アジア フォー エルエルシー (Bain Capital Investors Asia IV, LLC) (上記マネージャー) ベインキャピタル インベスターズ エルエルシー (Bain Capital Investors, LLC) (上記代表者) マネージング・ディレクター (Managing Director) ジョン・コナトン (John Connaughton)
		事業内容	業務執行組合員として組合の運用を行う業務
		資本金	0 円

(9) 国内代理人の概要	名称	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業 弁護士 井上 聡
	所在地	東京都千代田区大手町一丁目1番 1号 大手町パークビルディング
(10) 当社と公開買付者の関係	該当事項はありません。	
(11) 当社と業務執行組合員・国内代理人との間の関係	該当事項はありません。	

(注) ベインキャピタル インベスターズ エルエルシー (Bain Capital Investors, LLC) はビーシーピーイー ブロンズ ジーピー エルエルシー (BCPE Bronze GP, LLC) のメンバーであるベインキャピタル アジア ファンド フォー エルピー (Bain Capital Asia Fund IV, L.P.) のジェネラル・パートナーであるベインキャピタル インベスターズ アジア フォーエルエルシー (Bain Capital Investors Asia IV, LLC) のマネージャーであり、ベインキャピタル インベスターズ アジア フォー エルエルシー (Bain Capital Investors Asia IV, LLC) の業務を執行しております。

2. 買付け等の価格

(1) 普通株式1株につき、金900円

(2) 新株予約権

- ① 2013年5月29日開催の当社株主総会の決議及び2013年6月26日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）（行使期間は2015年10月1日から2023年5月26日まで）1個につき、金1円
- ② 2013年5月29日開催の当社株主総会の決議及び2014年4月16日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第1回新株予約権（2）」といいます。）（行使期間は2016年4月17日から2023年5月26日まで）1個につき、金1円
- ③ 2014年5月29日開催の当社株主総会の決議及び2014年7月23日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）（行使期間は2016年7月24日から2024年5月26日まで）1個につき、金1円
- ④ 2016年4月18日開催の当社株主総会の決議及び2016年5月10日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）（行使期間は2018年5月11日から2026年4月17日まで）1個につき、金1円

なお、第1回新株予約権、第1回新株予約権（2）、第2回新株予約権、第3回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。

3. 買付け予定の株券等の数

買付予定数 13,315,912株

買付予定数の下限 8,285,800株

買付予定数の上限 一株

4. 買付け等の期間

2022年8月12日（金曜日）から2022年9月26日（月曜日）まで（30営業日）

5. 決済の開始日

2022年9月30日（金曜日）